

畜産農業に係る
水質汚濁防止法届出の手引き

第2版

岡山県農林水産部畜産課

改正内容

第 1 版 令和 5 年 12 月 1 日 初版発行

第 2 版 令和 6 年 3 月 28 日 排水基準の見直し（大腸菌群数→大腸菌数）
等による改訂

〔目次〕

第 1	はじめに	1
第 2	畜産排水に係る法律等の概要	3
	・水質汚濁防止法	
	・瀬戸内海環境保全特別措置法	
	・湖沼水質保全特別措置法	
	・岡山県環境への負荷の低減に関する条例	
第 3	水質汚濁防止法に基づく届出の手続き	7
	・届出が必要な者	
	・畜産農業又はサービス業とは	
	・豚房施設、牛房施設および馬房施設	
	・畜房の総面積	
	・届出が必要でない者	
	・届出の種類	
第 4	特定施設設置届出	13
	・様式第 1	
	・別紙様式 1～6	
	・工事実施制限の期間短縮願	
第 5	特定施設の構造等変更届出	39
第 6	氏名等変更届出、使用廃止届出	58
	・氏名等変更届出	
	・使用廃止届出	
第 7	承継届出	62
第 8	排水基準等	65
第 9	排出水の測定義務等	81
第 10	事故時の措置等	84
第 11	罰則等	87
〔参考〕	指定地域	89
	・児島湖流域図	